



第35回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時

場 所 東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル2階 ベルサール神田 ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目 次

第35回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3

（添付書類）

事業報告

I 会社の現況に関する事項	5
II 会社の株式に関する事項	12
III 会社の新株予約権等に関する事項	14
IV 会社の役員に関する事項	15
V 会計監査人に関する事項	19
VI 会社の体制および方針	20

計算書類

貸借対照表	23
損益計算書	24
株主資本等変動計算書	25
個別注記表	26

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本	42
監査役会の監査報告書謄本	43

（株主総会参考書類）

第1号議案 剰余金の処分の件	44
第2号議案 定款一部変更の件	45
第3号議案 取締役1名選任の件	46
第4号議案 監査役1名選任の件	47

株主総会会場ご案内図

全国保証株式会社

証券コード：7164

証券コード 7164

平成27年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号

全国保証株式会社

代表取締役社長 石 川 英 治

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、平成27年6月18日（木曜日）の午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル2階 ベルサール神田 ホール
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第35期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
- (2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (3) インターネット等により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な行使として取扱います。

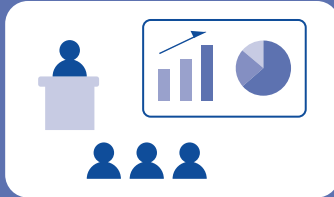
以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zenkoku.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎当日は、節電への対応として、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（44頁～47頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



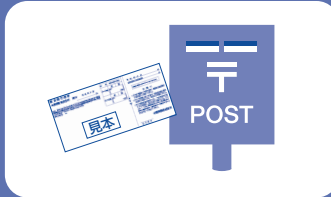
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

平成27年6月19日（金曜日）
午前10時

書面による議決権行使

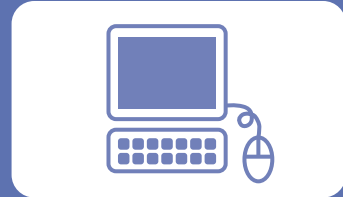


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成27年6月18日（木曜日）
午後5時

インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

[<http://www.it-soukai.com/>]

行使期限

平成27年6月18日（木曜日）
午後5時

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
全国保証株式会社 御中

議決権行使個数 個

見本

全国保証株式会社

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

インターネット等*による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議決権をご行使ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト <http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は、平成27年6月18日（木曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。
- (3) インターネットにより重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使として取扱います。
- (5) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次の株主総会時は新たに発行いたします。
- (6) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時（土・日・祝日を除く））

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

電話番号 0120-288-324（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く））

*議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年 4 月 1 日から)
(平成27年 3 月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 経済環境および事業環境

当事業年度におけるわが国の経済は、政府主導による経済対策や日銀による金融緩和策を背景に緩やかな回復基調が続き、失業率の低下や有効求人倍率の上昇など雇用環境の改善がみられたものの、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響や物価上昇に伴い個人消費が低調に推移するなど、先行きに不透明感が残る状況となりました。

住宅市場につきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減が長期化したことや消費マインドが冷え込んだことにより、新設住宅着工戸数は前年度を大幅に下回る結果となりました。また、住宅ローン市場におきましては、長引く低金利情勢を背景に、激しい獲得競争が展開されました。

(2) 事業の概況

このような事業環境のもと、当社は中期経営計画「make good "TEN"」の初年度として、「事業規模の拡大」、「リスク管理制度の高度化」ならびに「企業価値の向上」の課題を中心に、各種施策に取り組んでまいりました。

事業規模の拡大におきましては、既存提携金融機関との関係強化および未提携金融機関との新規契約締結に取り組んでまいりました。既存提携金融機関との関係強化につきましては、新商品「住まいる いちばんネクストV (ファイブ)」の提供を開始し利便性を向上させるとともに、商品内容・事務手続きについての説明会や営業店への継続的な訪問を実施し、需要喚起を図りました。あわせて、住宅ローン保証の付加価値向上に資する商品として、当事業年度よりカードローン保証を導入いたしました。また、案件獲得チャネルの多様化に向けて、中古・リフォーム物件を対象に不動産業者から審査申込を受付け、お客様に当社提携の金融機関を選んでいただくスキームを構築したほか、例年ご好評いただいておりますキャンペーンにつきましても中古・リフォーム資金を対象範囲に広げ、住宅ローン獲得に向けた営業推進にお役立ていただきました。一方、未提携金融機関との新規契約締結につきましては、積極的な営業活動を展開した結果、当事業年度において銀行8行、信用金庫3金庫、信用組合1組合、J A 8組合、その他1社の合計21機関と契約締結に至りました。

リスク管理制度の高度化におきましては、統合リスク管理制度により、主要なリスクである信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクのリスク量を把握・制御したうえ

で、収益管理、経営資源の効率的配分等に活用するなど、制度の定着化を図りました。

企業価値の向上におきましては、活力ある企業風土を醸成するべく、人事制度の見直しについて検討を開始したほか、労働環境の改善、内部統制システムの機能強化に取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、営業収益は29,507百万円（前期比9.1%増）となりました。利益につきましては、営業利益は22,380百万円（前期比62.5%増）、経常利益は24,115百万円（前期比55.5%増）、当期純利益は15,112百万円（前期比61.1%増）となり、増収増益となりました。

なお、第35期における当社の保証実績は次表のとおりです。

（単位：機関、件、百万円）

区 分	平成23年度 第32期	平成24年度 第33期	平成25年度 第34期	平成26年度 第35期
提 携 金 融 機 関 数	672	682	692	709
新 規 保 証 実 行 件 数	55,545	59,433	61,204	61,164
新 規 保 証 金 額	1,057,714	1,173,277	1,223,637	1,275,751
期 末 保 証 債 務 残 高	7,637,125	8,120,966	8,616,377	9,159,733

2. 設備投資の状況

該当事項はございません。

3. 資金調達等についての状況

該当事項はございません。

4. 事業の譲渡等の状況

- (1) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はございません。
- (2) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はございません。
- (3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継状況
該当事項はございません。
- (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はございません。

5. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

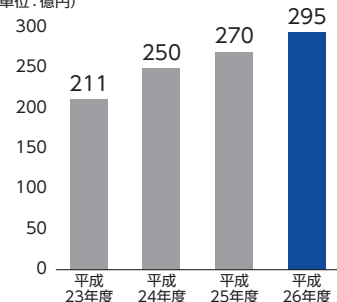
区 分	平成23年度 第32期	平成24年度 第33期	平成25年度 第34期	平成26年度 第35期
営 業 収 益	21,159	25,030	27,039	29,507
経 常 利 益	5,014	11,361	15,509	24,115
当 期 純 利 益	2,037	6,807	9,381	15,112
1 株 当 た り 利 益	34円82銭	120円49銭	136円24銭	219円68銭
純 資 産	24,100	39,339	47,288	60,524
総 資 産	149,901	176,414	195,834	213,970

(注) 1. 当社は、平成24年9月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成26年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたものとして、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

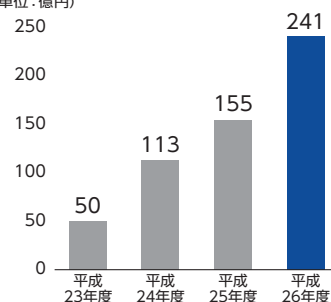
■ 営業収益

(単位：億円)



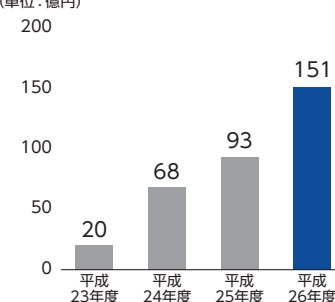
■ 経常利益

(単位：億円)



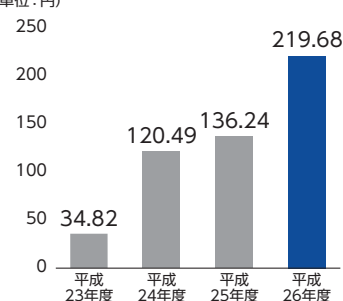
■ 当期純利益

(単位：億円)



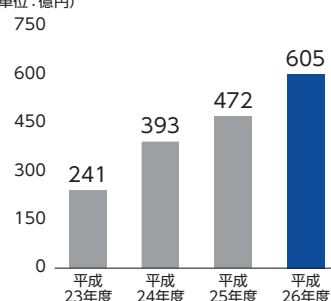
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



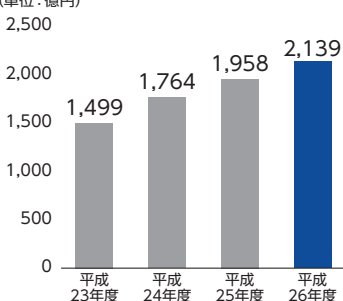
■ 純資産

(単位：億円)



■ 総資産

(単位：億円)



6. 対処すべき課題

当社は、今後の持続的成長ならびに安定的な利益確保を図るべく、以下の課題に取り組んでまいります。

【保証事業の拡大】

当社の事業規模を持続的に拡大していくためには、既存の提携金融機関との取引深耕および未提携金融機関との新規契約締結の増加が不可欠であると認識しております。特に近年は住宅ローンの取扱量が多い銀行業態との提携数が増加しており、これらの機関における当社保証の利用率向上を図るため、当社ならではのきめ細やかなサービスおよび利便性の高い商品を提供し、取引深耕に努めてまいります。

また、提携金融機関や保証案件の増加に伴い、業務量および事務コストも増加することが見込まれるため、業務プロセスの見直しやシステム化の推進を行い、業務効率化に取り組んでまいります。

【統合リスク管理制度の活用】

保証会社における業務の健全性および経営体力の適切性を確保するためには、各種リスクに対応可能なリスク管理態勢の確立が重要であると認識しております。統合リスク管理制度により、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクについて総体的なリスク計量化を行い、これらを有効に活用してリスクを制御し、収益性向上、経営資源の効率的配分、拡大する保証債務残高に対応した自己資本の充実度の評価など、安定的な経営に努めてまいります。

【企業価値の向上】

当社の保証債務残高は9兆円を超える規模となっており、上場企業・信用保証会社としての社会的責任は益々増しているものと認識しております。信用保証会社として強固な財務基盤の構築、活力ある企業風土を醸成するための組織の活性化、内部統制システムの機能強化・充実に継続的に取り組み、企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

7. 主な事業内容

事業区分	区 分
信用保証事業	住宅ローン保証 教育ローン保証 アパートローン保証 カードローン保証

8. 主要な事業所

区 分	店舗名・会社名	所 在 地
当 社	本社	東京都千代田区
	本店営業第一部	東京都千代田区
	本店営業第二部	東京都千代田区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	新潟営業所	新潟県新潟市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
	金沢支店	石川県金沢市
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	広島支店	広島県広島市中区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	宮崎営業所	宮崎県宮崎市
	債権管理センター	東京都中央区
子会社	株式会社全国ビジネスパートナー	東京都中央区

9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
212名	4名(増)	35.2才	7年8ヵ月

(注) 1. 従業員とは執行役員4名を含む正社員を指し、社外への出向者6名を含んでおりません。
2. 従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計86名を含んでおりません。

10. 主要な借入先および借入額

該当事項はございません。

11. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社全国ビジネスパートナー	900万円	100%	事務の請負・受託・代行業

(注) 当社子会社は上記1社のみであり、非連結対象会社であります。

12. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、いしのまき農業協同組合から、平成24年7月6日付にて、同組合が当社との間で締結している保証基本契約に基づく保証履行請求を求める訴訟の提起を受けました。

当社は、東日本大震災に起因して発生した債務不履行についての保証履行請求であることを理由にこれを争っていましたが、平成27年2月25日付で、東京高等裁判所よりいしのまき農業協同組合の請求を認める旨の判決が下されました。当社は最高裁判所への上告等の検討を重ねてきたものの、訴訟提起より既に3年が経過していることおよびその他の影響も踏まえ、早期に解決を図ることが合理的であると判断し、上告しないこととしたため、同判決は確定いたしました。

なお、本件が業績に与える影響は軽微であります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

160,000,000株

2. 発行済株式の総数

68,858,200株

(注) 平成27年4月1日付で新株予約権の行使により普通株式2,780株を発行したことに伴い、当社の発行済株式の総数は、68,860,980株となっております。

3. 当事業年度末の株主総数

13,517名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
富国生命保険相互会社	6,200,000	9.01
明治安田生命保険相互会社	5,130,000	7.46
太陽生命保険株式会社	4,271,000	6.21
ジブラルタ生命保険株式会社（一般勘定上場株式口）	3,029,000	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,306,500	3.35
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,040,000	2.96
三井住友信託銀行株式会社	2,000,000	2.90
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,986,600	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,748,800	2.54
株式会社宮崎太陽銀行	1,700,000	2.47

(注) 持株比率は、自己株式240株および株式給付信託（J-ESOP）信託口が保有する100,700株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. その他株式に関する重要な事項

（株式給付信託型 J - E S O P）

当社は、平成26年5月19日開催の取締役会において、当社の株価や従業員等の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンテ

イブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」を導入することについて決議いたしました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対して個人の貢献度に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

なお、当事業年度末に信託口が所有する当該株式数は、100,700株であります。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1)名称 全国保証株式会社第1回株式報酬型新株予約権 (2)新株予約権の数 1,335個 (3)目的となる株式の種類および数 普通株式 13,350株 (4)新株予約権の行使期間 平成26年7月24日から平成56年7月23日まで (5)権利行使価額(1株当たり) 1円 (6)権利行使についての条件 ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。 (i)相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 (ii)相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間の最終日までに、当社所定の相続手続を完了しなければならない。 (iii)相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

2. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

IV 会社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

(1) 会社役員の状況

(平成27年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
石 川 英 治	代 表 取 締 役 社 長 管 理 本 部 長	
松 田 勉	代 表 取 締 役 専 務 営 業 本 部 長	
萬 尾 重 美	常 務 取 締 役	
山 口 隆	取 業 務 締 本 部 役 長	
小 島 正 之	取 締 役 (社 外 取 締 役)	
小 林 榮 一 郎	取 締 役 (社 外 取 締 役)	
平 井 善 三	常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	
日 野 正 晴	監 査 役 (社 外 監 査 役)	弁 護 士 株 式 会 社 か ん ぼ 生 命 保 険 社 外 取 締 役 株 式 会 社 フ ジ タ 社 外 取 締 役
羽 田 靖	監 査 役 (社 外 監 査 役)	
目 黒 謙 一	監 査 役	

- (注) 1. 取締役 小島正之、小林榮一郎の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 平井善三、日野正晴、羽田靖の3氏は社外監査役であります。
3. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当		
	異動前	異動後	異動年月日
石 川 英 治	代 表 取 締 役 社 長	代 表 取 締 役 社 長 管 理 本 部 長	平成27年3月16日
萬 尾 重 美	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長	常 務 取 締 役	

4. 常務取締役 萬尾重美氏は、平成27年3月31日をもって辞任いたしました。
5. 監査役 目黒謙一氏は、大蔵省（現 財務省）・金融庁における長年の経験があり、財務および会計に関する知見を有しております。
6. 取締役 小島正之氏、小林榮一郎氏ならびに監査役 日野正晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

区 分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	ストック・オプション
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	187百万円 (14百万円)	135百万円 (12百万円)	22百万円 (2百万円)	30百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	46百万円 (36百万円)	39百万円 (31百万円)	6百万円 (5百万円)	一 (一)
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	234百万円 (50百万円)	174百万円 (43百万円)	29百万円 (7百万円)	30百万円 (一)

- (注) 1. 取締役の報酬等限度額は、平成18年6月28日開催の第26回定時株主総会において、月額500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬等限度額は、平成18年6月28日開催の第26回定時株主総会において、月額200万円以内と決議いただいております、賞与も当該報酬限度額の枠内にて支給しております。
3. スtock・オプションとして取締役に支払う報酬額は、平成26年6月20日開催の第34回定時株主総会において、年額920万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいております。
4. スtock・オプションの額は、Stock・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。
5. 当事業年度末日現在の人員は、取締役6名、監査役4名であります。上記の取締役の員数相違は、平成26年6月20日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含めているためです。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

氏 名 地 位	兼職その他の状況	当該他の法人等との関係
日 野 正 晴 (社外監査役)	弁護士	兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社かんぽ生命保険 社外取締役	
	株式会社フジタ 社外取締役	

(注) 平成27年3月31日付にて株式会社フジタの社外取締役を退任しております。

(2) 社外役員の事業年度における主な活動状況

氏 名	地位	発言状況
小 島 正 之	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、主に金融業界における豊富な経験や企業経営に関する幅広い見識を生かして、取締役会において活発に質問し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
小 林 榮 一 郎	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回の全てに出席し、主に金融業界における経営者としての豊富な経験と高い見識を生かして、取締役会において活発に質問し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。
平 井 善 三	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会13回の全てに出席しております。取締役会および監査役会においては出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行いました。また、常勤監査役として経営会議や各種委員会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行について常にモニタリングを実施するとともに各部店の往査を行い、常勤監査役として監査機能を十分に発揮しました。
日 野 正 晴	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会13回の全てに出席しております。取締役会および監査役会においては、主に法曹としての専門的見識・豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
羽 田 靖	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会13回の全てに出席しております。取締役会および監査役会においては、主に金融問題に取り組んできた専門的な見識・経験に基づき、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

(3) 社外役員とその他利害関係

当社は社外役員との間で、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。また、当社役員（社外役員を除く）および当社業務執行者ならびに当社特定関係事業者の業務執行者は、各社外役員との間で親族関係、取引関係その他の利害関係はありません。

3. 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定めており、小島正之、小林榮一郎、日野正晴、羽田靖の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

なお、第35回定時株主総会で提案しております定款の一部変更の議案が決議された場合、目黒謙一氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額となります。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度における監査業務の報酬の額として、これらの総額にて報酬等の記載を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5. 責任限定契約

該当事項はございません。

Ⅵ 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月1日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成24年10月15日開催の取締役会にて一部改定いたしております。

その内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会は、法令遵守を基本理念とする企業倫理規範および行動規範を制定し、代表取締役は繰り返し法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを役職員に説明することに努め、企業文化として定着させる。
 - ②取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名の当社と利害関係のない社外取締役を常時在籍させる。
 - ③取締役会は、コンプライアンスの統括部署・責任者、継続的な把握・監視・報告の方法および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置等コンプライアンス体制を定めたコンプライアンス規程を制定する。
 - ④監査部は業務を分掌する各組織における日常的なコンプライアンス状況の監査を実施し、必要に応じた助言、勧告を行い、結果については定期的に代表取締役へ報告を行う。また、月に1度開催する三様監査連絡会を通じて、監査役および会計監査人に対して内部監査の状況を報告し、コンプライアンス状況に関する意見交換を行う。
 - ⑤当社の役職員が法令違反の疑義ある事象を発見した場合、速やかにコンプライアンス統括責任者を通して取締役会および監査役会に報告される体制を維持するため、内部通報規程に基づく内部通報制度を運用し、情報の収集に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①文書管理規程および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理の運用を実施する。
 - ②監査部は、定期的に当該文書等の記録・保存・管理の状況を監査し、必要に応じて規程等の見直しを助言、勧告を行い、結果については定期的に代表取締役に報告する。
 - ③取締役および監査役は常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、各種リスクの統括部署・責任者、継続的な把握・監視・報告の方法および監視機関であるリスク管理委員会の設置等リスク管理体制を定めたリスク管理規程を制定する。
- ②リスク管理規程に従い、各種リスクに関しては統括部署等において継続的に監視し、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会に情報を集中させ、総括的な管理を行う。
- ③監査部は業務を分掌する各組織における日常的なリスク管理状況の監査を実施し、必要に応じた助言、勧告を行い、結果については定期的に代表取締役へ報告を行う。また、月に1度開催する三様監査連絡会を通じて、監査役および会計監査人に対して内部監査の状況を報告し、リスク管理状況に関する意見交換を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえ、経営課題を明確化したうえで年度予算を数値算定し、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- ②取締役会は、中期経営計画を効率的に遂行するためのPDCA体制を明確にする中期経営計画規程および予算管理規程を制定し、中期経営計画に基づき、每期、事業部門（部店）毎の業績目標と予算を設定配賦するとともに、各事業部門へ経営資源の配分を行う。
- ③各事業部門（部店）を担当する取締役は、各事業部門（部店）が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を決定し、その執行責任を負う。
- ④各事業部門（部店）における業務遂行状況は、定期的に行われる経営会議にて確認し、必要に応じて審議を行い対策を講じる。
- ⑤月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告も行い、計画達成のための対策について協議を行う。
- ⑥取締役会での協議を踏まえ、各事業部門（部店）を担当する取締役は、各事業部門（部店）が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を改善する。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社および子会社における内部統制システムの構築を目指し、当社経営企画部を子会社全体の内部統制システムに関する担当部署とし、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導、支援を実施する。
- ②経営企画部は子会社における内部統制システムの状況を把握し、必要に応じて改善等の指導を行う。
- ③監査部は、経営企画部による子会社に対する内部統制システムに関する管理状況を監査する。ただし、100%子会社に対しては、直接、内部統制システムの管理状況を監査する。

- ④子会社に取締役又は監査役を派遣し、内部統制システム体制に関する監査状況についての報告を受けることとする。
- ⑤経営企画部は必要と判断した場合には、子会社の内部統制システムの状況について、当社取締役会に報告をする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ①取締役は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
 - ②監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。ただし、監査役スタッフが他の業務を兼務する場合、監査役の指揮命令は監査役の監査を補助する職務に限る。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役会は、監査役の監査の実効性を確保するための報告に関する事項等を明確にするために監査役の監査の実効性確保に係る規程を制定する。取締役又は職員は監査役に対して、法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ②監査部は、監査役、会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果を報告して意見交換を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ①当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
 - ②当社は、取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	154,727	流動負債	29,660
現金及び預金	112,693	前受収益	12,450
求償債権	12,448	預り金	21
有価証券	11,099	未払金	2,516
金銭の信託	20,254	未払法人税等	4,225
未収入金	417	賞与引当金	179
前払費用	30	債務保証損失引当金	10,193
繰延税金資産	5,021	株主優待引当金	69
その他	298	その他	3
貸倒引当金	△7,536	固定負債	123,785
固定資産	59,242	長期前受収益	123,669
有形固定資産	180	長期未払金	47
建物	170	退職給付引当金	50
減価償却累計額	△115	株式給付引当金	17
車両運搬具	51	その他	0
減価償却累計額	△23	負債合計	153,445
工具、器具及び備品	332	(純資産の部)	
減価償却累計額	△239	株主資本	60,370
土地	4	資本金	10,681
無形固定資産	491	資本剰余金	615
ソフトウェア	360	資本準備金	615
ソフトウェア仮勘定	128	利益剰余金	49,343
その他	3	利益準備金	2,055
投資その他の資産	58,570	その他利益剰余金	47,288
投資有価証券	48,000	債務保証積立金	32,100
関係会社株式	9	繰越利益剰余金	15,188
投資不動産	42	自己株式	△270
長期預金	8,300	評価・換算差額等	123
長期前払費用	74	その他有価証券評価差額金	123
繰延税金資産	1,566	新株予約権	30
その他	577		
貸倒引当金	△0		
資産合計	213,970	純資産合計	60,524
		負債及び純資産合計	213,970

損益計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
収入保証料	29,413	29,507
その他	94	
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	2,854	7,126
貸倒引当金繰入額	△488	
給料手当及び賞与	1,340	
賞与引当金繰入額	179	
減価償却費	267	
その他	2,973	
営業利益		22,380
営業外収益		
受取利息	206	1,758
有価証券利息	928	
受取配当金	168	
投資事業組合運用益	6	
デリバティブ評価益	116	
金銭の信託運用益	264	
その他	67	
営業外費用		
支払手数料	9	23
その他	14	
経常利益		24,115
税引前当期純利益		24,115
法人税、住民税及び事業税	7,278	9,002
法人税等調整額	1,723	
当期純利益		15,112

株主資本等変動計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計
					債務保証 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,681	615	615	2,055	23,300	1,500	9,441	36,296	△0	47,592
当期変動額										
剰余金の配当							△2,065	△2,065		△2,065
債務保証積立金 の積立					8,800		△8,800	－		－
別途積立金の取崩						△1,500	1,500	－		－
当期純利益							15,112	15,112		15,112
自己株式の取得									△269	△269
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	8,800	△1,500	5,747	13,047	△269	12,777
当期末残高	10,681	615	615	2,055	32,100	－	15,188	49,343	△270	60,370

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△304	△304	－	47,288
当期変動額				
剰余金の配当				△2,065
債務保証積立金の積立				－
別途積立金の取崩				－
当期純利益				15,112
自己株式の取得				△269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	427	427	30	458
当期変動額合計	427	427	30	13,235
当期末残高	123	123	30	60,524

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び投資不動産

建物（建物附属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの 定率法

平成10年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物以外

定率法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物

3～44年

車両運搬具

6年

工具、器具及び備品

2～20年

無形固定資産

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている自己査定基準に則り、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

すべての求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

求償債権以外の債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている自己査定基準に則り、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

すべての保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

収入保証料

主に、一括にて収受した保証料を前受収益として計上し、保証期間中の各年度において、残債方式（保証債務の想定残高に対して一定の料率で収入保証料を算出する方法）により収益計上しております。

その他、各月において保証料を収受するものについては、保証債務の前月末残高に対して一定の料率で収入保証料を算出し、各月に収益計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し5年間で均等償却しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

7. 追加情報

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社は、平成26年5月19日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む、以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

本制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末269百万円、100,700株であります。

(2) 一部繰上返済等に伴い発生する返戻保証料の返戻方法の変更

当社は、お客さまの利便性向上のため、平成27年4月1日以降にお客さまがローンの「一部繰上返済」、「返済期間の短縮」及び「一部繰上返済を伴った返済期間の短縮」の各お手続き（以下、「一部繰上返済等」という。）をされた際に発生する返戻保証料の返戻方法を、現行のローン完済時に一括して返戻する方法から、お客さまが一部繰上返済等をされた都度、返戻する方法に変更することといたしました。また、これまでの一部繰上返済等に伴って既に発生している返戻保証料につきましては、順次返戻しております。

これに伴い、当事業年度において、長期未払金が2,927百万円減少し、うち1,665百万円を未払金に振替えております。

(3) 貸倒引当金繰入額

営業費用の貸倒引当金繰入額△488百万円には、求償債権を債権回収会社へ譲渡したことによる貸倒引当金の戻入等が含まれております。

8. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務残高は次の通りであります。

住宅ローン等に対する保証債務（※）	9,159,733百万円
債務保証損失引当金設定	10,193 //
差 引	9,149,539百万円

（※）延滞利息については見積りが不能であるため、上記保証債務には含めておりません。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次の通りであります。

短期金銭債権	161百万円
短期金銭債務	9 //

9. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

営業取引（支出分）	190百万円
-----------	--------

10. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	68,858,200	－	－	68,858,200

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	240	100,700	－	100,940

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J－E S O P)が保有する当社株式が100,700株含まれております。

2. 変動事由の概要

株式給付信託(J－E S O P)の当社株式取得による増加 100,700株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,065	30.00	平成26年3月31日	平成26年6月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,305	48.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日

(注) 平成27年6月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J－E S O P)が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成26年ストック・ オプションとしての 新株予約権	－	－	－	－	－	30
合計		－	－	－	－	30

11. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,257百万円
未払事業税	295 //
賞与引当金	59 //
債務保証損失引当金	3,374 //
株主優待引当金	23 //
再保証料	1,541 //
ソフトウェア	30 //
ソフトウェア仮勘定	8 //
投資有価証券評価損	31 //
資産除去債務	9 //
前受収益	12 //
退職給付引当金	16 //
株式給付引当金	5 //
その他有価証券評価差額金	4 //
新株予約権	10 //
その他	12 //
繰延税金資産 小計	6,693百万円
評価性引当額	△44 //
繰延税金資産 合計	6,648百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△61百万円
繰延税金負債 合計	△61百万円
繰延税金資産の純額	6,587百万円
うち、流動資産の計上額	5,021百万円
うち、固定資産の計上額	1,566 //

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が552百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が558百万円、その他有価証券評価差額金額が6百万円それぞれ増加しております。

12. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

13. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて前受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、余剰資金の範囲内で行うこととし、リスクの高い取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として一括保証料として前受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券、金銭の信託及び投資有価証券であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、主に国内債券、外国債券、国内株式及びＪ－ＲＥＩＴ等を運用の対象としております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に国債・公債・事業債及び株式、組合出資金であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

未払金は、主として保証期間満了前に一部繰上返済(内入)を行った場合に、保証継続中であるため、その都度、保証料の返戻を行わなかったことから生じた未返戻保証料であります。当社は、平成27年4月1日以降にお客さまがローンの「一部繰上返済」、「返済期間の短縮」及び「一部繰上返済を伴った返済期間の短縮」の各お手続き（以下、「一部繰上返済等」という。）をされた都度、保証料を返戻し、また、これまでの一部繰上返済等に伴って既に発生している返戻保証料も順次返戻しており、今後は流動性リスクが減少する見込みであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

当社は、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の抑制と求償債権の早期回収と回収金額の増大を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の抑制につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。

また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の早期回収・金額増加に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券についても、発行体の信用度は高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

(ii) 市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動と定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券及び投資有価証券等の時価を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)を参照ください）。
 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	112,693	112,693	—
(2) 求償債権	12,448		
貸倒引当金 (※)	△7,536		
	4,912	4,912	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券			
国債・地方債等	26,244	28,923	2,679
社債	14,417	14,618	201
② その他有価証券			
株式	2,033	2,033	—
その他	15,958	15,958	—
(4) 金銭の信託	20,254	20,254	—
(5) 長期預金	8,300	7,979	△320
資産計	204,812	207,373	2,560
(1) 未払金	2,516	2,516	—
(2) 未払法人税等	4,225	4,225	—
負債計	6,742	6,742	—

(※) 求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次の通りであります。

- ① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	26,244	28,923	2,679
	(2) 社債	11,701	11,906	205
	小計	37,945	40,830	2,884
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	2,716	2,712	△3
	小計	2,716	2,712	△3
合計		40,661	43,542	2,880

- ② その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	620	412	208
	(2) その他	3,161	3,080	80
	小計	3,781	3,493	288
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,412	1,515	△102
	(2) その他	12,796	12,797	△0
	小計	14,209	14,313	△103
合計		17,991	17,806	184

(※) 非上場株式（貸借対照表計上額156百万円）及び組合出資金（貸借対照表計上額291百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払金

未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、金融商品の時価情報の「(3)

①満期保有目的の債券」及び「②その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 非上場株式 (※1)	156
(2) 組合出資金 (※2)	291
(3) 子会社株式 (※3)	9
合計	456

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 子会社株式については、非上場株式であり市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(4) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	112,693	—	—	—
(2) 求償債権 (※)	—	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券				
① 満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,270	5,630	8,000	10,950
社債	1,400	4,400	8,600	—
② その他有価証券				
その他	8,400	2,000	400	—
(4) 金銭の信託	20,254	—	—	—
(5) 長期預金	—	—	2,000	6,300
合計	144,018	12,030	19,000	17,250

(※) 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

14. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

15. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

16. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

17. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	879円81銭
1株当たり当期純利益金額	219円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	219円65銭

(注1) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

1株当たり当期純利益金額

損益計算書上の当期純利益	15,112百万円
普通株主に帰属しない金額	— //
差引普通株式に係る当期純利益	15,112 //
普通株式の期中平均株式数	68,793,888株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

当期純利益調整額	—百万円
普通株式増加数	9,214株
(うち新株予約権)	(9,214株)

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり

当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要

(注2) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J-E S O P)に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度64,071株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度100,700株であります。

18. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

19. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

20. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、従業員の勤続年数、資格等級及び退職事由に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

(a) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	103百万円
退職給付費用	55 //
制度への拠出額	△108 //
退職給付引当金の期末残高	50百万円

(b) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	477百万円
年金資産	△426 //
貸借対照表に計上された負債の金額	50百万円

退職給付引当金	50百万円
貸借対照表に計上された負債の金額	50百万円

(c) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	55百万円
----------------	-------

(2) スtock・オプション等に関する注記

① スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業費用 30百万円

② スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(a) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成26年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名
株式の種類及び付与数	普通株式 13,350株
付与日	平成26年7月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年7月24日～平成56年7月23日

(b) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成27年3月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(i) Stock・オプションの数

決議年月日	平成26年6月20日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	13,350
失効	—
権利確定	13,350
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	13,350
権利行使	—
失効	—
未行使残	13,350

(ii) 単価情報

決議年月日	平成26年6月20日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	2,313

③ 当事業年度に付与されたStock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(a) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(b) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	54.8%
予想残存期間	(注) 2	11.2年
予想配当	(注) 3	30円/株
無リスク利率	(注) 4	0.67%

(注) 1. 上場後2年に満たないことから、類似会社の株価変動性を参考にしております。

2. 付与対象者の予想在任期間を基に算定しております。

3. 平成26年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④ Stock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

(3) 資産除去債務に関する注記

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(注) 記載金額は、表示未満単位の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石 井 雅 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全国保証株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成27年5月12日

全国保証株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	平	井	善	三	㊞
社外監査役	日	野	正	晴	㊞
社外監査役	羽	田		靖	㊞
監 査 役	目	黒	謙	一	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、住宅ローン保証会社として強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金48円 総額3,305,182,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月22日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

債務保証積立金 11,800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 11,800,000,000円

1. 提案の理由

当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第29条（社外取締役との間の責任限定契約）および第39条（社外監査役との間の責任限定契約）を規定しております。

今般、会社法第427条の改正により責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外の別などに関わらず広く適任者を得られるよう、定款第29条および第39条の規定を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第28条（省略） （社外取締役との間の責任限定契約） 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第30条～第38条（省略） （社外監査役との間の責任限定契約） 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第6章 会計監査人 第40条～第46条（省略）	第1章 総則 第1条～第28条（現行どおり） （取締役との間の責任限定契約） 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第30条～第38条（現行どおり） （監査役との間の責任限定契約） 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第6章 会計監査人 第40条～第46条（現行どおり）

第3号議案

取締役1名選任の件

取締役萬尾重美氏が、平成27年3月31日をもって辞任いたしましたので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

青木裕一氏は、萬尾重美氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時まで（平成28年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで）となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
あお き ゆう いち 青 木 裕 一 (昭和46年9月10日生)	平成14年8月 当社入社 平成23年6月 同 経営企画部長 平成25年6月 同 執行役員経営企画部長（現任） 平成26年12月 株式会社全国ビジネスパートナー 監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社全国ビジネスパートナー 監査役	11,795株

- (注) 1. 取締役候補者青木裕一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者青木裕一氏の所有する当社の株式の数には、全国保証従業員持株会における本人の持分を含めております。

第 4 号議案

監査役 1 名選任の件

監査役平井善三氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

藤野護氏は、平井善三氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時まで（平成28年 6 月開催予定の定時株主総会終結の時まで）となります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
ふじのまもる 藤 野 護 (昭和31年 9 月24日生)	昭和55 年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 平成 9 年10 月 第一勧業朝日投信投資顧問株式会社（現 みずほ投信投資顧問株式会社） 出向 法人運用部長 平成15 年10 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 参事役 みずほ証券株式会社出向 監査役室長 平成19 年 3 月 株式会社みずほ銀行 参事役 オエノンホールディングス株式会社出向 常勤監査役 兼 合同酒精株式会社出向 監査役 平成21 年 3 月 みずほキャピタル株式会社出向 常勤監査役 平成24 年 7 月 株式会社ジャパンイマジンেশョン入社 管理本部長 平成25 年 4 月 同 執行役員管理本部長 平成26 年 7 月 みずほビジネスパートナー株式会社入社 人事総務部 担当部長 平成27 年 4 月 当社入社 参事（現任）	0 株

（注）監査役候補者藤野護氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

〈メモ欄〉

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場 ご案内図

会場：住友不動産神田ビル2階 ベルサール神田 ホール
東京都千代田区神田美土代町7番地

交通：地下鉄をご利用の場合 東京メトロ 千代田線 **新御茶ノ水駅** B6出口 徒歩2分
東京メトロ 丸ノ内線 **淡路町駅** B6出口 徒歩2分
都営新宿線 **小川町駅** B6出口 徒歩2分
東京メトロ 銀座線 **神田駅** 4番出口 徒歩10分

JRをご利用の場合 **JR神田駅** 北口 徒歩10分

お願い：駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



全国保証株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル24階
TEL: 03-3270-2300 (代表)

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

